

令和3年度「生徒手帳」より

○服装に関する規定「私たちの制服」

- (1) 生徒は「私たちの制服」に定められたジャケット・ブラウス・スカートまたはスラックス・ジレーを常に制服として着用する。
 - ①ブラウスは年間を通して着用する。型は「私たちの制服」に示したものとする。
 - ②スラックスを着用する場合は、指定業者に注文する。
 - ③冬季防寒用として、ジレーの代わりにセーター・カーディガン（黒・紺）を着用できる。過度に上着からはみ出さないように着用する。
 - ④授業中や休み時間等にジャケットを脱いでもよい。
 - ⑤冬季は通学時にレグウォーマー（黒・紺で飾りのないもの）・レギンス（黒色、無柄）を着用してよい。
- (2) ジャケット又はジレーの左胸に校章を付ける。
- (3) ソックスは年間を通して白・紺・黒色で無地のものを着用する（ワンポイントは可）。
なお、ストッキング・タイツ等を着用する場合は肌色か黒色のものとする。（黒色は冬季限定）
- (4) 通学用の靴は、学生靴又はそれに準じるものとし、黒・茶・白を基調とした華美でないものとする。
- (5) 上履きは、学校指定のものとする。
- (6) 冬季コート類は、派手な色は避け、原則として黒・紺・茶・グレーのものとする。
- (7) 冬季自転車通学の者は、ウィンドブレーカーを着用してよい。（華美でないもの）
※冬季とは10月1日～3月31日である。

◎着用上の注意

- (1) 服装は簡素を旨とし、常に清潔に保ち、品位を失わないように心掛ける。
- (2) 式典、校外での学習では、原則として白ソックスを着用する。
- (3) その他特に指示のある場合は、その指示に従う。
- (4) 休日登校の場合も原則として制服とする。
- (5) やむを得ず規定外の服装をする場合は、事前に所定の「異装願」を提出し、許可を受ける。
- (6) 衣替えの時期は、おおよそ5月上旬（春秋型）、7月上旬（夏型）、9月上旬（春秋型）、10月上旬（冬型）を目安とする。
- (7) 制服は改変しない。スカート丈は膝の真ん中程度。ジレーの丈はウエスト下7cm程度とし、裾はスカートの上に出して着用する。
- (8) ソックスはくるぶしより上で膝より下のものとする。
- (9) 通学用の靴は、学生靴でかかとの低いものとする（革靴・布靴等の種類についての規定はないが、高校生にそぐわない華美な色彩、装飾のものは避ける）。
雨・雪の時は長靴を認めることもある。
- (10) 冬季にコート等を着用した場合、必ずその下に制服を着用する。
- (11) 冬季レグウォーマーは、始業から終業までの間は着用できない。放課後は着用できる。
- (12) 冬季の黒タイツは、透けない程度の厚みのあるものを着用する。黒タイツに靴下をはく場合は黒ソックスとする。また冬季にレギンス（黒色、無柄）の着用を認める。
- (13) 不必要な装身具は身に付けない。

(注)

- ・スラックスはすべての行事で着用可。また通年着用可とした（令和2年度末）。
- ・令和3年度冬季より新規に学校指定のセーターを導入する。2年間は移行期間。
- ・令和3年度入学生からは、学校指定のセーターを着用するものとする。
- ・冬の服装規定において、従来10月から着用可能なものと11月着用可能なものを分けていたが、すべて10月から防寒着着用を可とした（令和2年度末）。

令和3年7月 生徒指導部